

星槎道都大学における公的研究費の不正防止基本計画

1 方針

星槎道都大学は、星槎道都大学公的研究費の管理・監査に関する規程第15条に基づき、不正防止計画を策定し、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人等から配分される競争的研究資金等の公的研究費について、不正使用を発生させる要因の把握に努め、適正かつ効率的な運営・管理及び監査体制に万全を期します。

2 実施内容

構成員に対する取組	<p>(1) コンプライアンス教育</p> <p>公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に、不正防止対策の理解や意識を高めるため、次の内容について教育を受けさせる。</p> <ul style="list-style-type: none">① 具体的な事例② 機関への影響③ 運用のルール・手続き・告発等の制度などの遵守すべき事項④ 不正が発覚した場合の期間の懲戒処分・自らの弁償責任⑤ 配分機関における申請等資格の制限⑥ 研究費の返還等の措置⑦ 機関における不正行為対策等 <p>(2) 研究倫理教育</p> <p>研究者等へ研究遂行上配慮すべき行動規範や責務、科学の健全な発展のための誠実な心得（特に、責任ある研究活動）、補助条件（交付条件）の遵守等について、十分内容を理解し確認させるために次の内容について教育を受けさせる。</p> <ul style="list-style-type: none">① 基本的責任② 研究者の姿勢③ 社会の中の研究者④ 社会的期待に応える研究⑤ 説明と公開⑥ 研究の利用の両義性⑦ 補助条件（交付条件）の遵守⑧ 公的資金の適正・効率的使用 <p>(3) 誓約書等の徴取</p> <p>公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に、「誓約書等」を提出させる。なお、誓約書等には、「機関の規則等を遵守すること」、「不正を行わないこと」、「不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること」を明記する。</p> <p>(4) 公的研究費の適正な執行</p> <p>公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に、本学の「公的研究費の執行基本ルール」（以下「基本ルール」という。）に基づく、適正な執行を遵守させる。また、取引業者との適切な関係の維持に努めさせる。</p>
-----------	--

組 織 と し て の 取 組	<p>(1) 公的研究費の取扱いについての公表 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、その適正な運営・管理を行うための取扱いについて、ホームページに公表し周知する。</p> <p>(2) 責任体系の明確化 学内の責任者を以下の通りとし、「星槎道都大学公的研究費の管理・監督に関する規程」に規定する。</p> <p>① 最高管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・星槎道都大学学長を最高管理責任者とする。 ・最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括し、最終責任を負う。 <p>② 統括管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・星槎道都大学事務局長を統括管理責任者とする。 ・統括管理責任者は、最高責任者を補助して本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。 <p>③ コンプライアンス推進責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・星槎道都大学学務委員会委員長をコンプライアンス推進責任者とする。 ・コンプライアンス推進責任者は、学部及び研究科における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。 <p>(3) 適正な執行管理 事務局は、経費の適正と効率的な執行状況を把握するため基本ルールを遵守して事務処理にあたる。また、物品を購入する際には取引業者との適切な関係を維持することに努める。</p> <p>(4) 関係諸規程の見直し 基本ルールと現場の実態が乖離していないか確認し、現行規程等の見直しを実施するとともに、必要に応じて新規程の制定を行う。</p> <p>(5) 学内説明会の実施 公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対する学内説明会を実施し、不正に対する意識の向上、基本ルールの理解及び周知を図る。</p> <p>(6) 内部監査の実施 内部監査部門は、コンプライアンス推進責任者との連携を密にし、定期的な監査、研究者及び取引業者に対してサンプル調査を実施し、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性の検査、内部監査体制などの改善の必要性について検証を行う。</p> <p>(7) 相談（告発）窓口の周知 学内外からの相談（告発）を受けることを公表する。</p> <p>【相談（告発）窓口】 公的研究費における不正行為に関する学内外の相談（告発）は下記窓口で受け付けます。</p>
--------------------------------------	---

相談（告発）窓口／事務局学務課

住 所／〒061-1196 北海道北広島市中の沢149番地

電 話／011-372-8042 F A X／011-372-2580

E-MAIL /gakumu_qa@seisa.dohto.ac.jp

※注意事項

- ・原則として匿名による相談（告発）はお受けできません。
- ・公益にかなう相談（告発）によって不利益を被ることはありません。
- ・告発にあたっては、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容を具体的にお知らせ下さい。
- ・告発者並びに非告発者に対する保護を徹底いたします。